



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………
- ……………（都市整備局市街地建築部建築指導課）…
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
- ……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………
- ……………（生活文化局都民生活部地域活動推進課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………
- ……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
- ……………（同）…

公告

告示

- 東京都告示第千三十七号
- 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十七年六月二十九日

東京都知事 外 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

大田区羽田空港二丁目及び同所一番 平成二十七年六月九日
 の各一部、二番、三番及び三丁目一
 番の各一部、三番一から同番十四ま
 で、同番十五の一部及び五番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁第二本庁舎三階中央）

●東京都告示第千三十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十三年東京都告示第千四十号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十七年六月二十九日

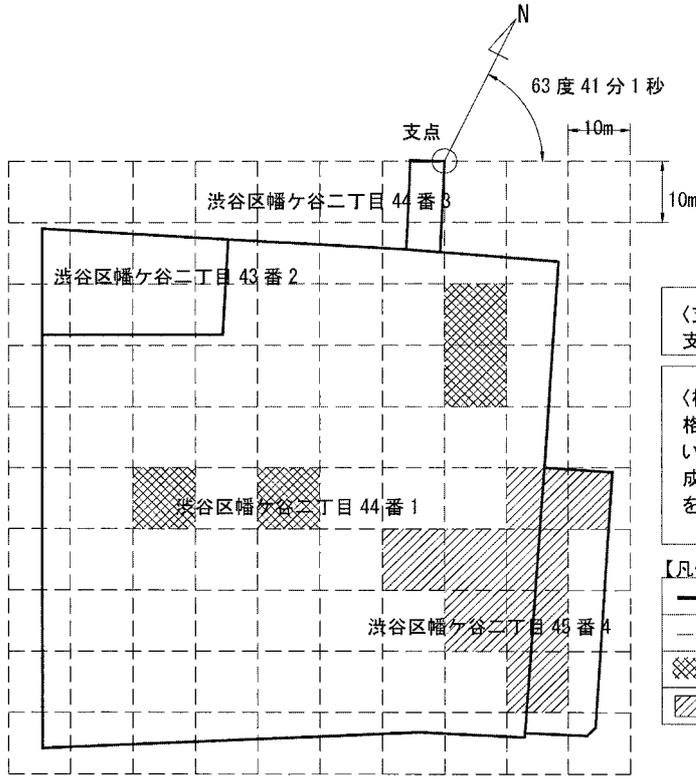
東京都知事 外 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり（渋谷区幡ヶ谷二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



〈支点〉
 支点は、渋谷区幡ヶ谷二丁目 44 番 3 の最北端とする。

〈格子の回転角度〉 63 度 41 分 1 秒
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

	筆境界線
	単位区画境界線
	指定を解除する区域
	形質変更時要届出区域

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十七年六月二十九日

東京都知事 舛 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十七年五月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東京ー自転車・バイク・車のリース推進隊

一 ス推進隊

三 代表者の氏名

大久保 忠義

四 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区奥沢八丁目三十二番七号

五 定款に記載された目的

この法人は放置車両を根絶し、都市環境を整え、人も、歩く人にも優しく美しい環境にし、車両を必要な個人、団体、自治体、法人等にはリユースや安価にて支援する、また海外新興国の人々にも有効活用の実現に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

平成二十七年六月一日

<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人日本伝統・文化教育協会</p> <p>三 代表者の氏名 関谷 丹枝子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都大田区石川町二丁目三十三番一―三〇三号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民及び子どもたちを対象として、日本の伝統・文化に関する理解を体験的に学ぶプログラムを提供し、自国の文化理解を育み、伝統・文化の継承活動、文化交流を基盤とした国際社会へ貢献出来る継承者の育成を目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十七年六月一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人子どもと女性の身体と心を育てる心和</p> <p>三 代表者の氏名 浅井 夕佳里</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区瀬田三丁目一番十三―三〇三号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、特にこれからの日本を支える子どもを産み育てる女性および子どもたちを対象に、身体を健康にする活動や、心のケアをする活動を行い、環境や食物で汚染されない健全な身体をつくることの重要性や意義を広く普及、啓発させるため</p>	<p>の活動事業を行う。これからの日本の人口を支えていく子どもたちを産み育てる女性や子どもたちが幸福で豊かな社会生活を実現できるように、その啓発に寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十七年六月二十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。</p> <p>平成二十七年六月二十九日</p>	<p>一 店舗名 東金ビル</p> <p>二 店舗所在地 板橋区東坂下二丁目十二番八号</p> <p>三 設置者名 株式会社Olympicグループ</p> <p>四 設置者住所 立川市曙町一丁目二十五番十二号</p> <p>五 変更前の店舗所在地 板橋区東坂下二丁目二番一号</p> <p>六 変更後の店舗所在地 板橋区東坂下二丁目十二番八号</p>
<p>一 店舗名 東金ビル</p> <p>二 店舗所在地 板橋区東坂下二丁目十二番八号</p> <p>三 設置者名 株式会社Olympicグループ</p> <p>四 設置者住所 立川市曙町一丁目二十五番十二号</p> <p>五 変更前の店舗所在地 板橋区東坂下二丁目二番一号</p> <p>六 変更後の店舗所在地 板橋区東坂下二丁目十二番八号</p>	<p>七 変更前の設置者名 株式会社オリンピック</p> <p>八 変更後の設置者名 株式会社Olympicグループ</p> <p>九 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社オリンピック</p> <p>十 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社Olympic</p> <p>十一 変更前の小売業者の住所 立川市曙町一丁目二十五番十二号</p> <p>十二 変更後の小売業者の住所 国分寺市本町四丁目十二番一号</p> <p>十三 変更日 平成二十五年六月一日ほか</p> <p>十四 届出日 平成二十七年五月七日</p> <p>十五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十六 縦覧期間 平成二十七年六月二十九日から同年十月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。</p> <p>平成二十七年六月二十九日</p>	<p>地</p>

東京都知事 舛 添 要 一

ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 小田急町田駅ビル・小田急バス町田ビル

二 店舗所在地 町田市原町田六丁目十二番二十号ほか

三 設置者名 小田急電鉄株式会社ほか一名

四 意見

ア 聴取者 町田市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十七年四月二十七日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十七年六月二十九日から同年七月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 (仮称) ペットエコ多摩店

二 店舗所在地 八王子市別所二丁目三十七番地一

三 設置者名 有限会社ヨネヤマプランテイション

四 意見

ア 聴取者 八王子市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成二十七年五月二十七日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
(新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成二十七年六月二十九日から同年七月二十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。

発行所 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 112-0002

